

施術所の構造設備基準について

施術所を開設する際は、構造設備の基準を満たす必要があります。

基準には、法令で定められた基準のほか、保健所で定める指導基準があります。新規開業される方、移転・改築等を検討される方は、以下の内容を一読いただき、基準を満たすようお願いいたします。

法令で定められた基準

- ①6.6 平方メートル以上の専用の施術室を有すること。
- ②3.3 平方メートル以上の待合室を有すること。
- ③施術室は、室面積の 7 分の 1 以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
- ④施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
- ⑤常に清潔に保つこと。
- ⑥採光、照明及び換気を十分にすること。

(根拠法令)

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 9 条の 5

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第 25 条、第 26 条
柔道整復師法第 20 条

柔道整復師法施行規則第 18 条、19 条

保健所で定める指導基準

①施設の独立性

住居や店舗等の一部を使用する場合、構造上、機能上独立していること。ただし、施術所内に居宅支援事業所等を設ける場合は、構造設備を一部共用してもよいこと。

②施術室について

- ・ 待合室との区画が明確であること。固定壁による区画が望ましいこと。
- ・ 免許所有者が 2 人以上であって、あはき法と柔整法に基づく施術所の両方を開設する場合、専用の施術室をそれぞれ設置すること。
- ・ 無資格者による施術防止の観点から、施術者の人数に対し、ベッド数があまりにも多いのは好ましくないこと。
- ・ 複数台のベッドを並べる場合、プライバシーの保護に配慮し、ベッド毎にカーテン、パーテーション等を設けること。

③待合室について

あはき法と柔整法に基づく施術所の両方を開設する場合、兼用して差し支えないが、それぞれの施術室へ直接通ずる構造であること。

④消毒設備について

- ・ 法令に規定される消毒設備とは、器具類の滅菌機器（オートクレーブ、乾熱滅菌器等）、手洗場、手指消毒薬を想定するものであること。
- ・ オートクレーブ、乾熱滅菌器等は、侵襲を伴うはりであって、繰り返し使用する場合に設置すること。その他の場合であっても、必要に応じて設置すること。
- ・ 手洗場とは、給水、排水の一連の設備が整ったものを想定するものであること。
- ・ 手指消毒薬とは、速乾性擦式消毒薬（アルコール製剤等）又は外用消毒薬（クロルヘキシジン・スクラブ製剤、ポビドンヨード・スクラブ製剤等）を指すこと。

⑤その他

- ・ 消火器、煙探知器、スプリンクラー等、防火に対する措置が執られていること。防炎物品を使用していることが望ましいこと。
- ・ 窓等により外部から施術所内部が見えるような構造の場合、すりガラスやブラインド等の配慮がなされていること。
- ・ 施術所における防犯対策が配慮された構造であること。
- ・ 施術録等、個人情報の管理が適切にできる備品等を備えていること。

問い合わせ先

〒520-0047

大津市浜大津四丁目1番1号

(明日都浜大津1階)

大津市保健所 保健総務課

医事薬事係

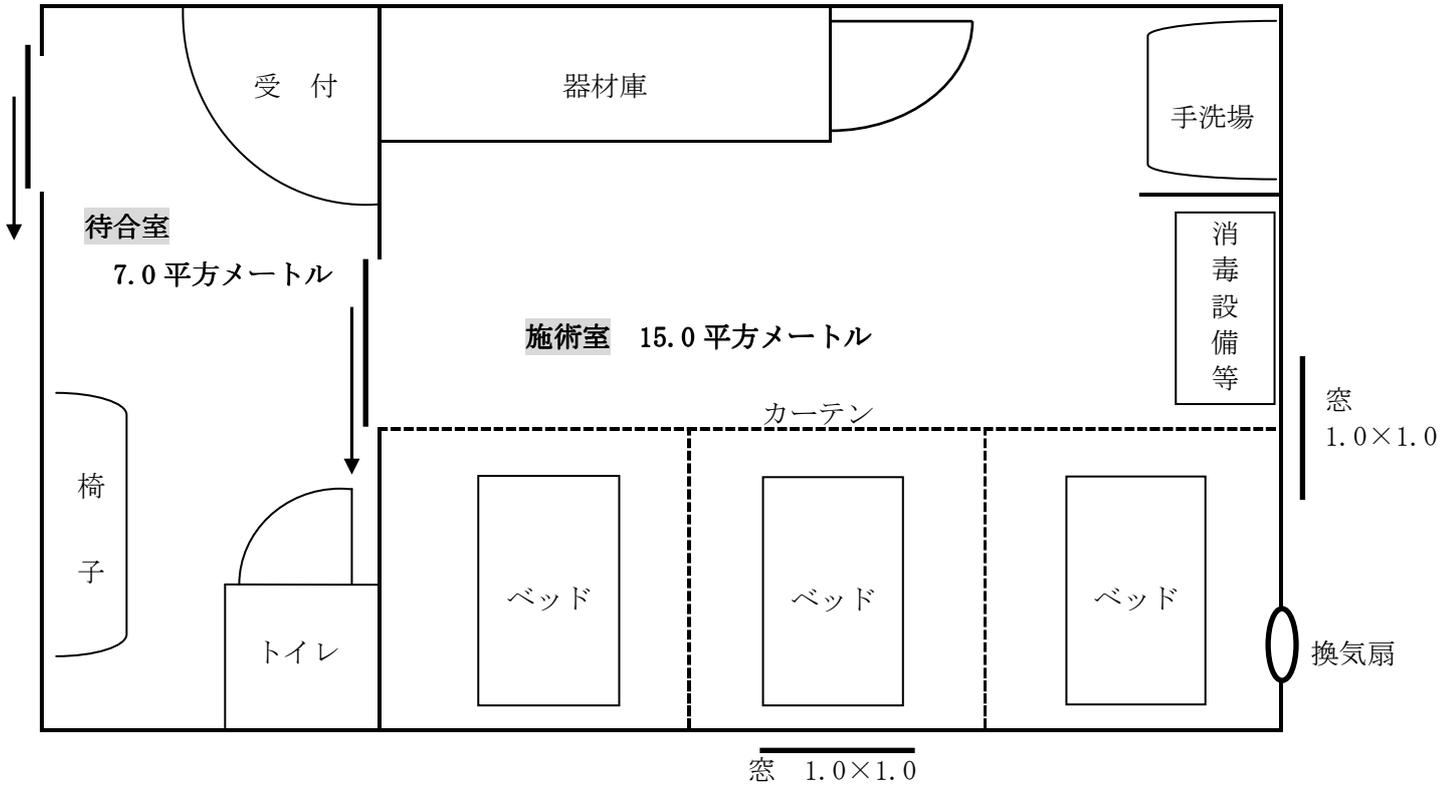
電話：077-522-6757

FAX：077-525-6161

施術所構造設備平面図例

例一①

○あはき法又は柔整法に基づく施術所のどちらか一方の施術所を開設する場合



例一②

○あはき法又は柔整法に基づく施術所の両方の施術所を開設する場合

